

企業誘致奨励金制度

企業等の誘致の推進を図り、産業の振興、雇用の促進等に寄与することを目的として、市内に事業所を新設する企業等に奨励金を交付します。

奨励措置	奨励金額	対象要件
企業等立地奨励金	○ 固定資産税の納税相当額を3年間奨励金として交付（限度額なし）	○ 市内に事業所を有しない企業等 ○ 投下固定資産総額が1億円以上 ○ 常時雇用する従業員数が5人以上 ○ 税金を完納していること ○ 対象業種であること
雇用促進奨励金	○ 市内に住所を有する新規雇用者一人当たり10万円を奨励金として交付（限度額：1,000万円 1回限り）	



- ※ この奨励金制度は、大網白里市企業等誘致条例に基づいています。
- ※ 事業開始30日前までに申請書を提出し、市から奨励措置を受けるための指定を受ける必要があります。
- ※ 対象業種や申請方法等の詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ

大網白里市企画政策課

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2

TEL.0475-70-0316

Mail : kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

HP : <https://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

